

衛水第 177 号  
平成元年 6 月 27 日

各都道府県水道行政担当部(局)長あて

厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知

### 給水管等に係る衛生対策について

標記について、厚生省では、昭和 63 年 11 月に「給水管衛生問題検討会」を設置し、当面の課題として、給水管等による水道水中への鉛溶出の問題に関して調査検討を行ってきたところであるが、今般、結論がまとまり、別添のとおり報告がなされたところである。

今後、この報告を踏まえ、左記措置を講ずることが妥当と考えられるので、貴管下水道事業体等に対する周知指導方よろしく御配慮願いたい。

#### 記

##### 1 給水管の管材の選択

新しく給水管を布設するに際しては、鉛溶出による問題の生じない管材を使用すること。

##### 2 鉛管の布設替

現在布設されている鉛管について、配水管の更新を行う場合等には、それに付随する鉛管を鉛溶出による問題の生じない管材に布設替するよう努めること。

##### 3 PH の改善

水道水の PH が低いほど鉛管からの鉛の溶出を促進することから、PH が低い水道にあっては、PH の改善に努めること。

##### 4 広報活動の実施

鉛溶出が問題となるのは開栓初期の水であり、またその他の衛生面からも、開栓初期の水を飲用以外の用途に用いることが望ましく、その旨の広報活動を行うこと。

別添 略